

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例						
主管課	総務部 管理局 人事課						
根拠法令等	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成21年10月9日付け21人委第253号）						
【改正の概要】							
人事委員会勧告等に基づき知事等及び職員の給与を改定するため、職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正。							
〔改正条例〕							
① 職員の給与に関する条例							
② 教育職員の給与に関する条例							
③ 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例							
④ 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例							
⑤ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例							
⑥ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例							
⑦ 知事等及び職員の給与の特例に関する条例							
〔改正内容〕							
1 給料表の改正（条例①、②、⑤及び⑥）							
平均△0.2%の減額改定（ただし、若年層及び医療職給料表（一）等を除く。）							
2 期末・勤勉手当支給割合の改正（条例①～⑥）							
一般職員の期末・勤勉手当合計で年間△0.35月の引下げ。ただし、21年6月期の期末・勤勉手当については、本年5月の臨時勧告に基づく暫定的な支給割合の引下げを実施済み。							
(1) 知事等特別職及び教育長（条例③及び④）							
	20年度		21年度以降				
	6月期	12月期	6月期	12月期			
期末手当	1.60	1.75	1.45	1.65			
(2) その他の一般職員（条例①及び②）							
	20年度		21年度		22年度以降		
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期	
一般職員	期末手当	1.40	1.60	1.25	1.50	1.25	1.50
	勤勉手当	0.75	0.75	0.70	0.70	0.70	0.70
特定幹部職員	期末手当	1.20	1.40	1.10	1.25	1.05	1.30
	勤勉手当	0.95	0.95	0.85	0.95	0.90	0.90
3 給与減額措置の特例（条例⑦）							
知事等及び職員の給与の特例に関する条例に基づき実施している給与減額措置について、本年12月に支給する一般職の職員の期末・勤勉手当について、減額措置の対象外とする。							
なお、知事等特別職の期末手当については、従前どおり減額措置の対象とする。							
4 平成21年12月期期末手当に関する特例（調整措置）							
本年4月～11月までに支給された給与に係る公民較差相当額について、平成21年12月に支給する期末手当から減額調整する。							
施行日	平成21年12月1日						
【その他参考事項】							